

快適な生活環境を目指して



八景水谷公園

緑と水

快適な生活環境を目指して

森の都とうたわれる本市は、豊かな緑、清らかな地下水に恵まれ、これが本市の特色であり誇りとなっている。

しかし、都市型の土地利用が進むにつれて私たちの身のまわりから緑や湧水が少なくなってきた。

この環境の変化に即応して、昭和47年12月に「森の都宣言」、昭和51年3月に「地下水保全都

市宣言」が市議会で決議され、昭和54年10月には「健康都市宣言」を行った。

これらの宣言にかけられた都市づくりを目指して、快適な生活環境の確保に欠かすことのできない公害の防止、「緑と水」をはじめとする自然環境の保全と創出につとめている。

■緑化推進

昭和47年10月の「森の都宣言」を受けて、同年12月から市民の快適な生活環境づくりを目指した「森の都作戦」を展開し、積極的な緑化の推進を図っている。

森の都作戦の一つの柱である「緑の保全」事業では、老樹・名木を所有者や管理者の承諾を得て保存樹木に指定し、その維持・管理に努めている。また、市街地に残された貴重な緑「立田山」を守

ろうと、現在、県・市一体となってその公有化を進めており、その一部「生活環境保全林立田山憩の森」は市民の健康増進や憩の場として利用されている。

今一つの柱である「緑の創造」事業では街路・公園・学校・団地等の市施設や山林の緑化を積極的に推し進めており、また、目抜き通りや街路にはフラワーボットを配置し、花いっぱいの街づくりを目指している。昭和59年からは「ふれあいの森林づくり」がスタートし小萩園一帯の施設整備

を進めており、また、昭和60年には県・市一体となり「財団法人くまもと緑の基金」を設置するなど緑化の気運はさらに高まりをみせている。

一方、森の都の実現には、市民一人ひとりの緑化意識の向上と家庭の緑化が必要であり、生垣設置奨励補助制度や新築・誕生記念樹の配布、ツタ苗・花苗の配布、地域環境緑化用樹木配布などの制度を設け、その推進を図っている。また、緑化協定制度を活用した緑の団地づくりにはこれまでに8件を認可している。



熊本市植樹祭（熊本城三の丸市民の森）

■地下水保全

水は生命の源であるばかりでなく、都市活動を支える貴重な資源でもある。本市は古くから清らかな地下水に恵まれ、今日、上水道をはじめ農工業などの多種用途に地下水が利用されている。また、この地下水の利用は、生活水準の向上や産業経済の発展などに伴い今後も増加するものと予想される。

しかし、この地下水も無尽蔵ではないことから、昭和51年3月の市議会にて熊本の地下水を後世まで守り伝える主旨の「地下水保全都市宣言」が決議されている。本市では、これと歩調を合わせ、昭和52年9月に井戸の届出制を基調とした「地下水保全条例」を制定している。

この限りある地下水資源を長期的、効率的に活用していくためには、地下水をとりまく自然、社会環境の変化を常に監視し、地下水の挙動を科学的に調査する必要がある。このため本市では、地下水位、河川水位、湧水量などの観測および地下水利用量の把握に努め地下水のかん養、流動機構の解明に取り組んでいる。さらに、水資源の適正利用について市民の十分な理解と協力が得られるよう啓蒙にも努めているところである。

●深層地下水の流れ



緑と水の博覧会

クマモトグリーンピック'86

昭和61年8月1日から10月12日までの73日間、「ひろげよう緑の文化」をテーマに、熊本市水前寺江津湖公園で、緑と水の博覧会「クマモトグリーンピック'86」が開催される。

今や指呼の距離となった21世紀にむけて、活力に富んだ熊本らしい個性をもつ、潤いにあふれたくまもとを建設するため、今我々は人間も自然の一員であるという認識に基づき生活環境づくりを積極的に推進していかなければならない。

このためには豊かな緑、豊かな水そして澄んだ青空からふりそそぐ光、風、くまもとの市民を育ててくれたこれらの自然を市民の英知を結集して学びそして活用していくことが重要である。

第4回全国都市緑化くまもとフェア「緑と水の博覧会くまもとグリーンピック'86」は、くまもと

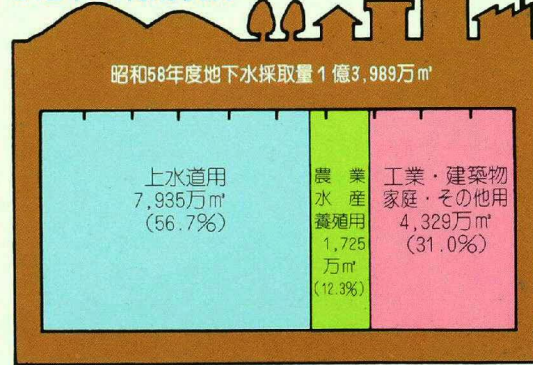
に住む1人ひとりが緑と水の大切さを知り「緑を守り」「緑をつくり」「緑を広める」ための場となることを目的に開催される。

会場には噴水をあしらった大花壇をはじめ、花の広場、緑のトンネルを各所に設け、その中にテーマ館や各種パビリオン、緑と花ゾーン、動物ゾーンなどをもうけ、一日中楽しめる博覧会を目標としている。

開催方針

- ①緑と人間のコミュニケーションを歌いあげ楽しく過ごせるものとする。
- ②未来社会を担う子供達を中心に、緑や自然についての理解を深めるなど環境教育の場とする。
- ③緑化意識の高揚を図ると共に、地域における市民の自発的な参加を促すなど緑化の気運を盛り上げる。
- ④緑豊かな潤いのある美しい街づくりを提案し、一人ひとりが身近に花と緑をふやしていくきっかけをつくる。
- ⑤緑とオープンスペースの活用に関する各種技術や材料の普及と、これらについてのあらたな技術開発を促す。
- ⑥品種改良、バイオテクノロジー等植物の利用に関する先端技術を展示することにより科学の発展と産業の振興に役立てる。

●地下水利用状況



公園

快適な生活環境を目指して

わが国では、戦後都市への人口と産業の急激な集中によって市街地の過密化や郊外の無秩序な開発がすすまれ、緑とオープンスペースは著しく減少し、都市の自然環境や景観は悪化してきており本市もこの例外ではない。

本市は、「森の都」と語られるほどに豊かな「緑」に恵まれ、清れつな湧水を誇りにしてきた。これらの保全と育成とは、次代に対する私たちの「つとめ」であり、本市の将来像のひとつである「緑と水にかがやく明るい健康都市」建設のための主軸ともなっている。

公園事業については、大正13年に水前寺運動公園を建設したことに始まり、この後、用地買収、土地区画整理事業などにより土地を確保し、逐次整備をすすめてきており、昭和59年度末での本市の都市公園等の整備状況は、453箇所、310.87ha（まちの広場等を含む）で、これは市民一人当たり、5.65㎡（昭和60年3月31日、人口550,318人を対象）の水準となっている。

公園整備計画については、第一次（昭和47～51年度）及び第二次（昭和51～55年度）都市公園等整備五箇年計画を受けて、昭和56年度からは第三次五箇年計画をスタートさせている。これは、①公園整備の地域的アンバランスを是正し、地域に密着した児童公園、近隣公園などの基幹公園の整備を積極的にすすめる。②中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷運動公園の整備を促進する。③レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめる。ことを基本とし、昭和60年度末に市民一人当たりの都市公園等の面積を5.6㎡とすることを目標にしている。

また、緑とオープンスペースの保全と整備を図るための施策を総合的に展開するため、本市では国の施策に基づいて「緑のマスタープラン」を策

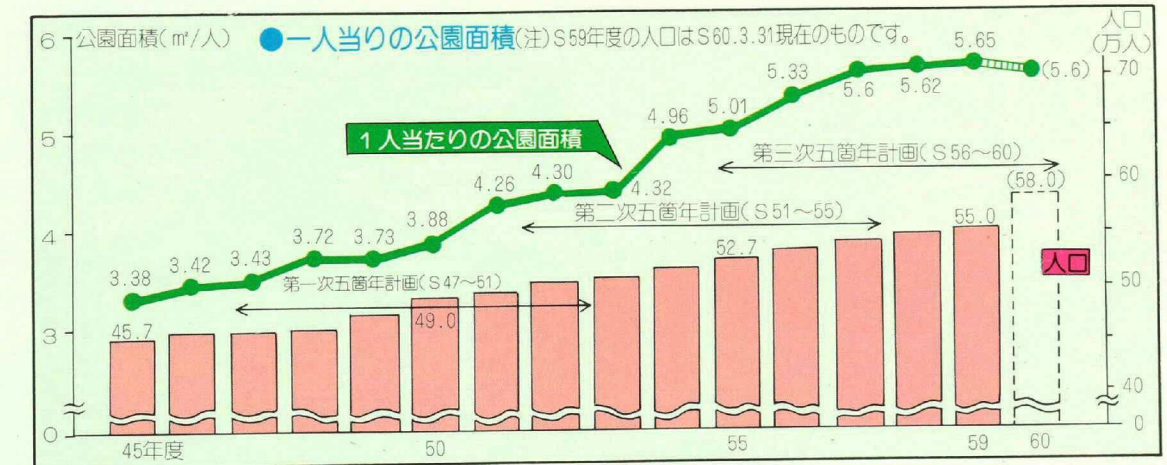
定中である。国の方針によれば「西暦2000年（昭和75年）を目標に確保すべき緑地の中核をなす都市公園等については原則として市民一人当たりおおむね20㎡を確保することを標準として設定することとされている。

「緑のマスタープラン」の策定後は、この青写真に基づいて環境保全のための緑地、レクリエーションのための緑地、防災のための緑地というそれぞれの機能を備えた都市公園等の整備を行い緑あふれる街づくりをすすめていくことになる。

●公園現況表（S60.3.31現在）

人口550,318人

公園種別	公園数	公園面積(㎡)	住民1人当り面積(㎡)
児童公園	304	392,758	0.71
近隣	8	124,600	0.23
地区	2	91,694	0.17
総合	1	517,247	0.94
運動	2	215,533	0.39
特殊	15	536,550	0.97
広域	1	302,084	0.55
都市緑地	22	224,584	0.41
小計	355	2,405,050	4.37
まちの広場	96	59,511	0.11
その他の公園	2	644,141	1.17
合計	453	3,108,702	5.65



上水道

快適な生活環境を目指して

都市の基幹的施設として市民生活を支えてきた水道は、市勢の発展とともに拡張を重ねながら今日に至っている。

その原水は、大正13年の創設以来、阿蘇に涵養された豊富で清浄な地下水で賄われてきた。

水源地も当初建設された八景水谷水源（浅井戸2本）をかわきりに順次増設され、現在12ヶ所の水源（井戸69本）に及び、日量 320,000m³の配水能力を備えている。

水の需要は将来の人口増加、市街化の進展並びに生活用式の変化に伴い増大することが予測されるが、水道は常に先行的対応が求められる。

昭和55年に着手した第4次拡張事業は、昭和65年を目標に給水人口 615,800人に対して1人1日最大60ℓ、総量370,000m³の水の確保を目指し、新たに東部地区に秋田水源地などを増設し日量

88,000m³を取水しようとするものである。

さらに市南部の未給水地域の解消をはじめ東部から西部地区に至る東西幹線配水管の整備と市街化の著しい北東部地区の給水の円滑化を図るため、市域外の高遊原台地に配水池を新設し、これを基点として南北幹線配水管を竜田町弓削まで布設する計画である。

一方、水と施設の効率的運用を図るため、昭和58年7月に管理センターを完成させ、コンピュータを駆使した情報処理、遠隔監視制御システムを導入し、水源地はもとより市内15ヶ所の路上局から情報を収集し分析を通して、取水量並びに水压変化を自動的に調整し有効適切な配水を行うと共に管理の省力化に努めている。

ところで、最近の水需要の伸びは全国的な傾向と同様に鈍化状態にあるため、経営面から厳しい

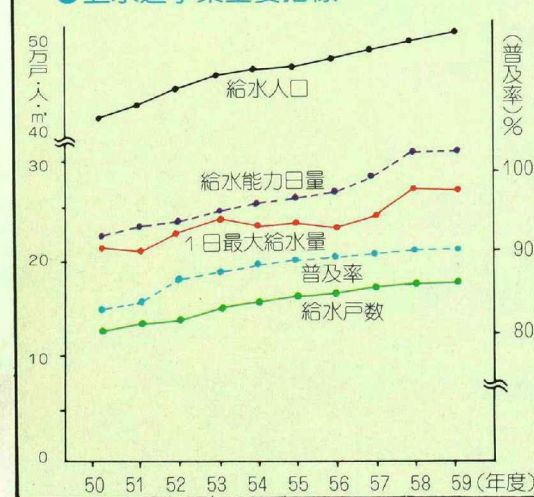


秋田配水場配水ポンプ

状況となっているが、需要量の予測の適格性を期すと共にそれに見合った施設投資を行うなど、水道環境の変化に対処した経営の健全化を目指している。

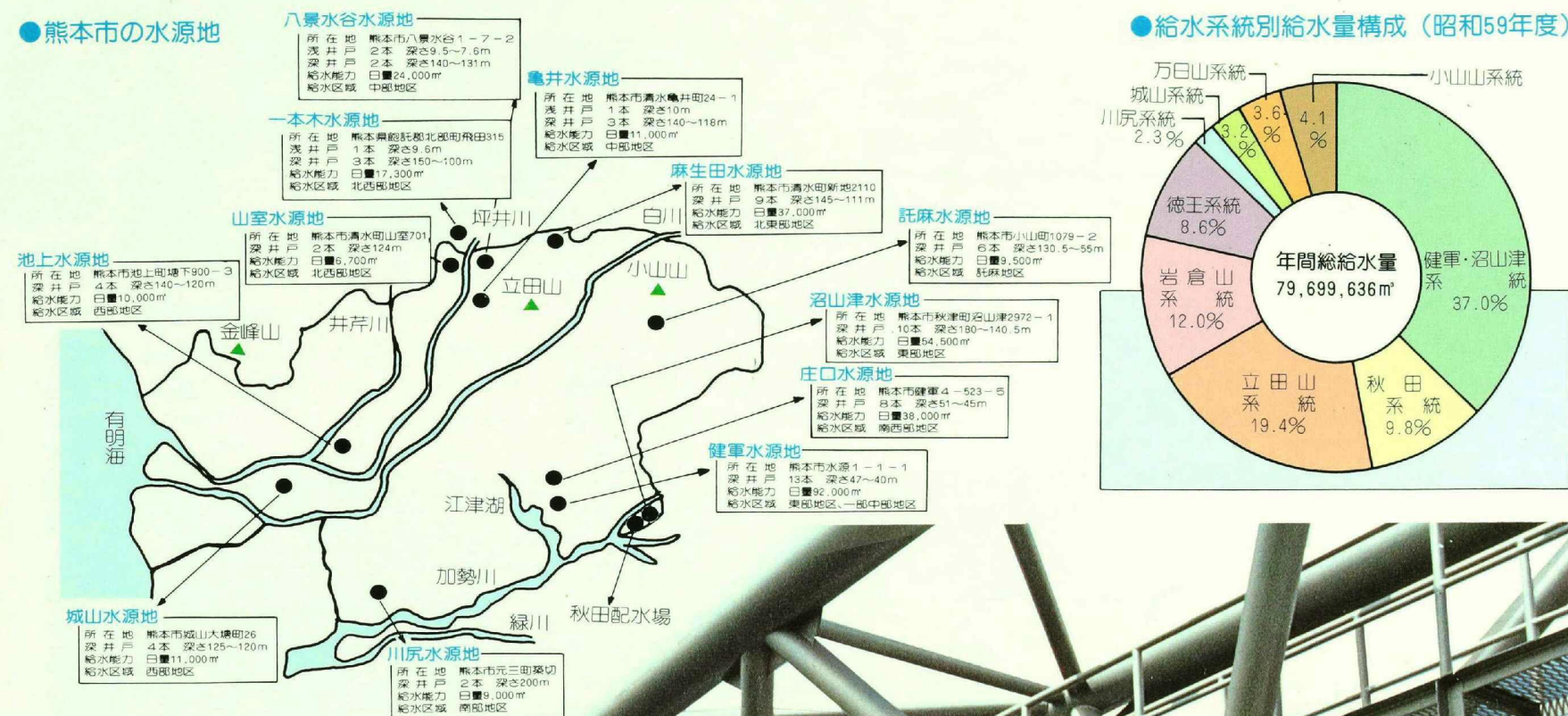
なお、水の有効利用は今後の市民生活の向上や都市の発展過程に伴い、さらに大きな課題となり、漏水防止のための施策は勿論、広く市民の協力による節水型社会の形成についての積極的取り組みが必要であり、節水思想の普及活動を展開すると共に地下水の涵養が考えられなければならない。

●上水道事業主要指標

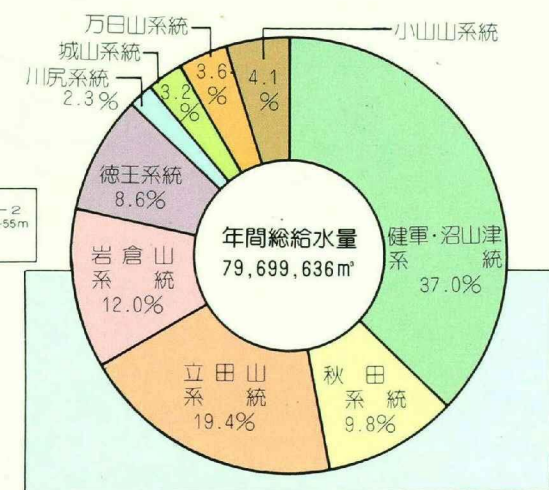


管理センター

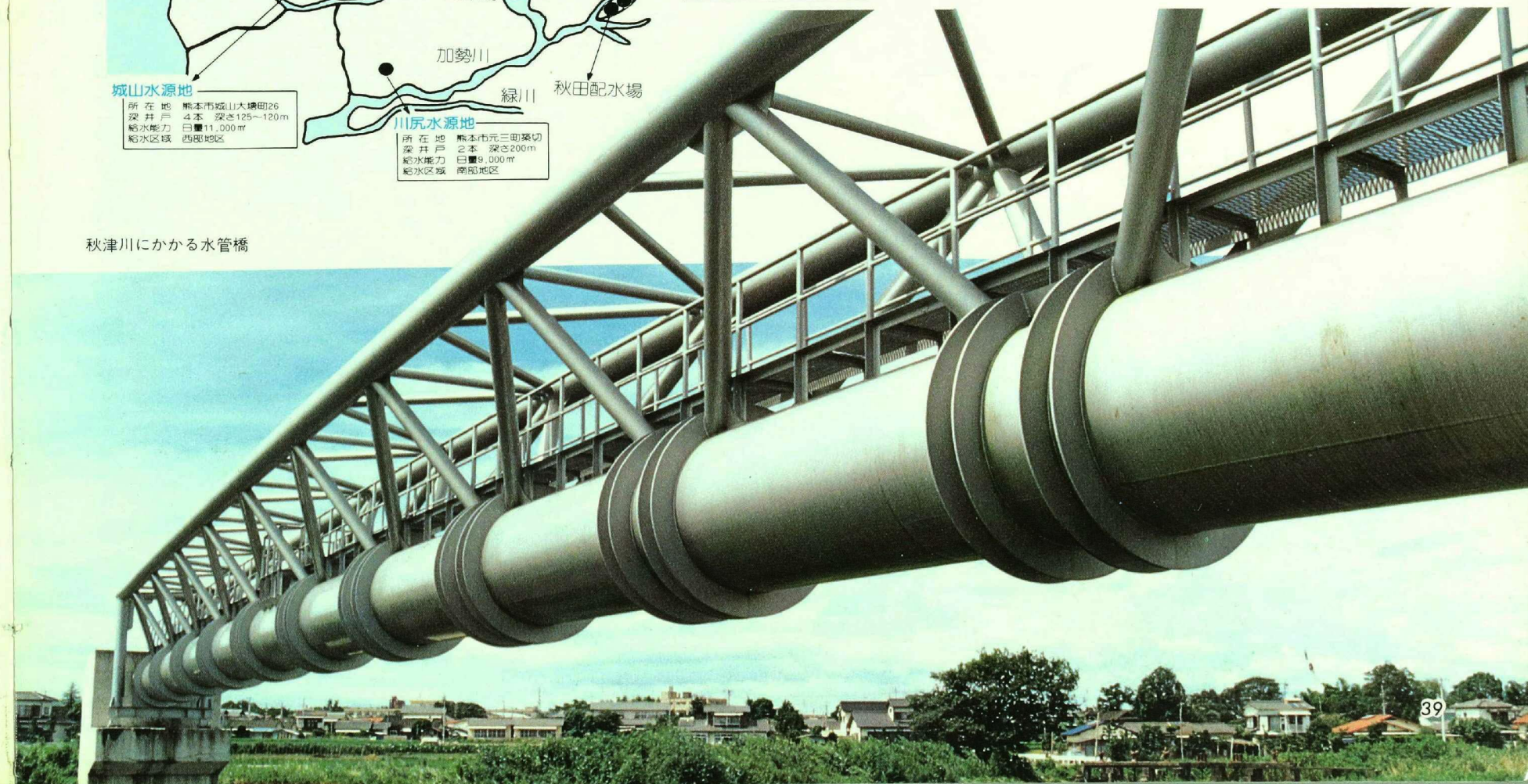
●熊本市の水源



●給水系統別給水量構成 (昭和59年度)



秋津川にかかる水管橋



下水道

快適な生活環境を目指して

本市の公共下水道事業は昭和23年に戦災復興事業の一環として市中心街278haの認可を受け事業に着手し、昭和32年には当時の市街地全域を網羅する計画総面積2,548haの下水道全体計画の策定をみた。この計画は昭和50年認可面積990haの事業完了に至る迄の間、事業計画の指針となつた。なお、流下方式は主として合流式を採用した。

一方、昭和30年代後半以降の高度経済成長とこれに伴う人口、産業の著しい都市集中により公共用水域の水質汚濁が深刻化し、国はその対策として昭和45年のいわゆる公害国会において水質汚濁防止法の制定等公害関係諸法の整備を行なつた。この公害国会において下水道法にも一部改正が行われ、下水道が生活環境の改善や公衆衛生の向

上のための施設にとどまらず、公共用水域の水質保全のために欠くことのできない施設であることが明確化された。

この様な情勢を背景として本市では昭和48年に公共用水域の水質保全の観点から基本計画の抜本的再検討を行い、計画総面積9,772haとし排除方式についても分流式を原則とすることに改めた。

その後、熊本都市圏公共用水域の水質環境基準制定に伴い県に於いて流域別下水道整備総合計画が策定されるなど下水道を取り巻く諸情勢の変動に対処するため、昭和53年に「熊本市公共下水道基本計画研究会」を発足させ、更に将来の方向づけを行つた結果、全体計画処理面積10,034ha、計



渡鹿第二ポンプ場

画処理人口657,000人とし、これを蓮台寺、秋津、川尻、小島、北部の5処理区に分割し汚水処理を行うこととなつた。

この内、北部処理区については菊陽、合志、北部の3町を含めた熊本北部流域下水道の関連処理区として昭和59年度より幹線管渠に着手した。なお、浄化センター及び1市3町にまたがる主要幹線については県施行分として昭和57年から事業が進められている。

また、認可区域については昭和23年の当初認可以来、事業の進捗状況などを勘案しながら逐次変更認可により区域の拡大を図り、昭和59年1月に流域関連処理区として、黒髪、清水、楠団地等503haを、同年3月には上熊本、新南部、長嶺、沼山津、出水、大渡等1,269haを新たに加え、認可面積を5,256haとし、その整備目標年度を昭和67年度（流域関連は昭和65年度）とした。

この中から現在、昭和56年度を初年度とする第5次下水道整備5箇年計画（計画投資額460億円、予定整備面積1,365ha）に則り、鋭意事業の推進に努力しているところである。なお、昭和59年度末人口普及率は42%（全国平均34%）となつている。

■都市下水路

都市下水路は、主として市街地内の雨水排除を目的に、原則として公共下水道の事業認可区域外にあつて浸水被害が一定規模以上の地区を対象に整備を進めている。

現在、龍田都市下水路、月出都市下水路、上熊本都市下水路の3水路について整備中である。

●都市下水路整備状況

水路名	延長	排水面積	備考	
高橋都市下水路	779m	159ha	33～35年度	事業完了
旧井川	〃	918	41	33～37年度 〃
春日	〃	1,317	63	34～37年度 〃
秋津	〃	1,463	85	38～41年度 〃
常山	〃	1,474	76	39～41年度 〃
出水	〃	1,370	41	42～46年度 〃
段山	〃	467	38	45～48年度 〃
新南部	〃	668	43	46～48年度 〃
山ノ下	〃	1,058	57	48～56年度 〃
湖東	〃	983	77	47～56年度 〃
秋津	〃	2,410	228	50～56年度 〃
竜田	〃	830	95	55～62年度 事業実施中
月出	〃	2,004	81	55～61年度 〃
上熊本	〃	930	110	57～62年度 〃



秋津都市下水路



下水道幹線工事



蓮台寺下水処理場

清掃

快適な生活環境を目指して

じん芥処理は「収集・焼却・埋立」と、一連の作業により完了する。

昭和59年度中に本市で処理したごみの量は、194,371 t（1日平均533 t）でこのうち約55%にあたる107,783 tが家庭から、約45%にあたる86,588 tが事業所等から排出されている。

家庭ごみについては、分別収集により可燃ごみを北部・西部両清掃事業所の78台の車両で週2回収集し、不燃ごみ・大型ごみを清掃管理第一課の12台の車両と一部委託業者2台によってそれぞれ月1回・年2回、あきビン・あきカン類を6台の車両で月1回収集している。

事業所等からは、原則として施設へ搬入する廃棄物処理業者にとになっている。現在、ごみの

排出されるごみについて各事業所が自ら市の処理か、市が許可した一般廃棄物収集・運搬を委託することになっている。

t/24時間)を主力に、北部清掃事業所及び西部清掃事業所（各80 t/8時間）の3箇所の施設で可燃ごみを焼却処理し、不燃ごみと焼却残灰を市が飽託郡北部町に建設した扇田埋立処分場（昭和59年5月埋立開始）で埋立処分している。昭和59年度では153,876 tを焼却処理し、77,396 t（焼却灰41,565 tを含む）を埋立処分した。また、ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、4,664 tのあきビン・あきカンを回収し再資源化した。

人口の増加、経済発展に伴い、ごみの排出量も増加する見込みであり、そのためこれらのごみに対処できるよう西部清掃工場を建設中である。

西部清掃工場概要

所在地 熊本市城山薬師町字横割363
敷地面積 30,843 m²
工期 昭和58年3月～昭和61年3月
焼却能力 450 t/24時間
総工費 約94億円
西部清掃工場の特徴は、ごみを単に廃棄物とし



扇田埋立処分場

てではなく、有価資源・エネルギー資源としてとらえ、ごみ焼却時に発生する高温排ガスを利用して蒸気を発生させ、発電を行ったり、地元隣接農地へ温室加温用の給湯を行うなど、余熱を積極的に活用することである。

そのほか、昭和58年から使用済み乾電池に含まれる水銀による環境汚染問題が憂慮され、本市としては廃棄物の適正処理及び市民の生活環境保全の観点から座視することはできず、これら乾電池の分別回収を図るため、昭和59年5月から消費者のショッピングを利用したスーパーマーケット各店による拠点回収と、毎月1回のあきビン・あきカン収集と同時に使用済み乾電池も回収するという2つの方法で開始した。なお昭和59年度中に回収した使用済み乾電池の量は約30 t、個数にして約486,000個、ドラム缶118本分である。

西部清掃工場



東部污水处理場（酸化処理方式）



東部污水处理場（バナナ園）

現在、本市のし尿収集人口は、12万9千人で、総人口の23%、し尿浄化槽人口は、22万7千人で総人口の41%である。

し尿収集は、許可制（許可業者：5業者、1協同組合、車両45台）であり、全市域を校区割し、各戸別毎に、毎日、定路線方式で毎月1回以上収集している。

し尿浄化槽は、毎月の保守点検の結果により清掃している。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、東部污水处理場、蓮台寺下水処理場で100%衛生的に処理し、二次公害の発生を防止して市民の生活環境を保つように万全を期している。

特に、東部污水处理場に増設した50kℓ/日施設は、脱窒、脱リン、脱色を行う最新式の酸化処理方式である。

また、広域行政の一環として、昭和59年度は、飽田町、河内町、北部町の3町のし尿処分を受託している。

なお、東部污水处理場敷地内に発生ガスを利用してバナナ園をつくり、住民との交流を深めるよう努めている。

し尿処理施設

東部污水处理場

320kℓ/日 消化処理方式

50kℓ/日 酸化処理方式

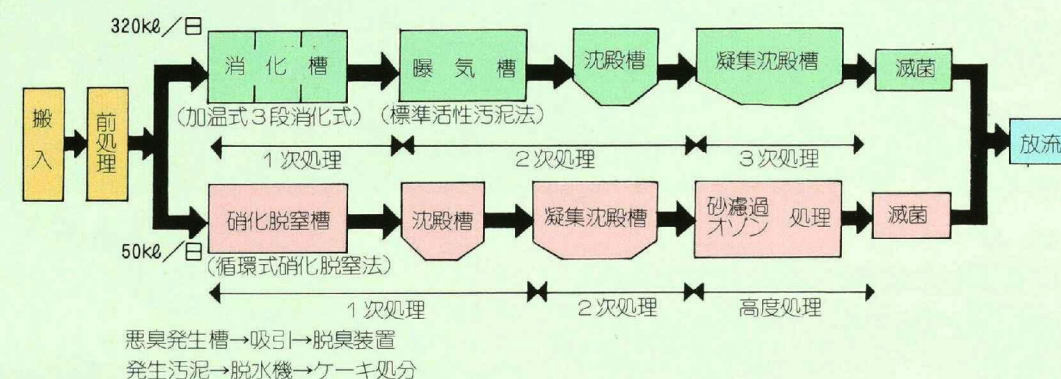
75kℓ/日 圧送施設

蓮台寺下水処理場

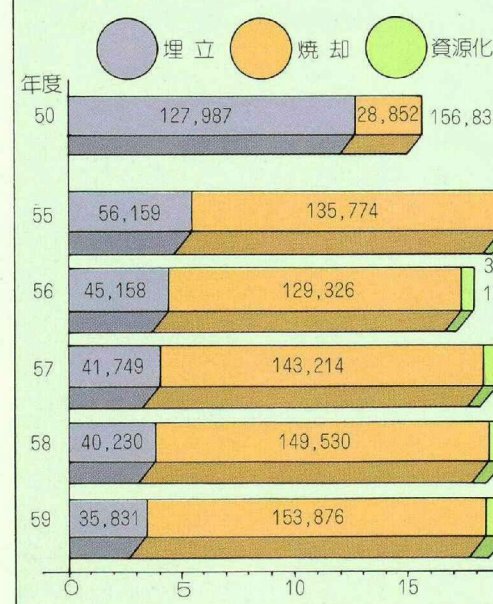
180kℓ/日

計 625kℓ/日

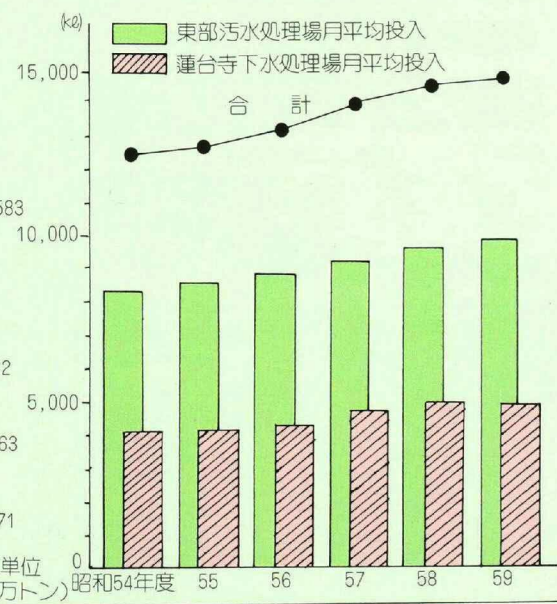
●し尿処理過程



●ごみ量とその処理状況



●し尿処理場月平均処理状況



道路

快適な生活環境を目指して

道路は、日常生活や経済活動を行う上で最も重要な交通施設であり、また住み良い環境づくりをするうえで貴重な役割を担っている。

よって本市においては、道路整備に積極的かつ重点的に取り組んでいるところである。

その内容は、舗装の新設や老朽化に伴う舗装打換、側溝の整備、道路の新設改良、橋梁整備、交通の安全を確保するための歩道の整備や防護柵、道路照明灯の設置などである。

また、道路の維持管理上基本となる道路台帳の整備や道路不法占用に関する指導なども積極的に取り組んでいる。その他、昭和52年度からは私道等整備補助金交付制度を設け、私道等の整備についても市民のニーズに応えるべく補助を行っている。

■都市計画道路

都市計画道路の整備にあたっては、第9次道路整備5カ年計画（58年度～62年度）の整備方針に基づくことはもとより、市内交通の円滑化と、熊本都市圏を含めた交通混雑の解消を目指してすすめている。

特に主要な幹線道路については、通過交通の都市内交通からの分離をはかるとともに、放射状、環状が一体となった利便性の高い道路体系を確立する。

また、補助幹線道路、区画道路については、土地利用計画との調和のもとに、環境保全等にも配慮した道路体系を確立する。

現在、48路線、総延長189kmの都市計画道路が計画決定され、うち、延長88km（改良済、進捗率46.9%）が整備されている。

60年度は、熊本駅北部線をはじめ流通業務団地建設の関連事業として、本荘犬淵線など、12路線の道路改良、橋梁整備を実施する。



自転車も歩行者も安心して通行できる
東町第4号線自転車歩行車道

●市道延長及び面積（昭和60年4月1日現在）

区分	道 路	橋 梁	合 計
延長	1,733,836m	6,850m	1,740,686m
面積	6,676,222㎡	37,348㎡	6,713,570㎡

●市道舗装率（昭和60年4月1日現在）

区分	舗装道	砂利道	舗装率
延長	1,272,328m	468,358m	73.09%
面積	5,263,412㎡	1,414,957㎡	78.81%

●都市計画道路の区分

道路区分	計画決定延長 km	改良済延長 km	進 捗 率 %
幹 線 道 路 (幅40m～16m)	171.5	84.1	49.0
補助幹線道路 (幅16m～12m)	14.1	2.1	14.8
区 画 道 路 (幅12m以下)	3.4	2.5	73.5
計	189	88	46.9



都市計画道路（南高江町）

市営交通

快適な生活環境を目指して

市営交通事業は、現在電車37両、路線バス197両で1日平均8万9千人の乗客を運び、市内交通機関として重要な役割を果たしている。

電車事業は、大正13年8月の創業で、以来市政の発展とともに路線の拡張を行ない、最盛期の昭和38年には、営業キロ25km、6系統、車両数87両、1日平均乗客数は11万6千人に達した。その後、高度経済成長に伴う都市圏の拡大やマイカーの急増により、乗客数は減少の一途を辿り、順次バスに転換してきたが、現在なお、2系統を運行している。

近年、全国に先がけ車両の冷暖房を図り、軌道敷内への他車侵入禁止の強化、主要電停の上屋設置、電車接近表示器の取り付け、さらには新電車4両の導入など積極的なサービスに努め、乗客離れの防止に最大の努力をしている。

一方、バス事業は、昭和2年11月、電車の補助的交通機関として営業を始めた。

都市圏の拡大に対応し、年々路線のネットワークの拡張を図り、昭和44年には営業キロ128km、1日平均乗客数10万6千人に達した。

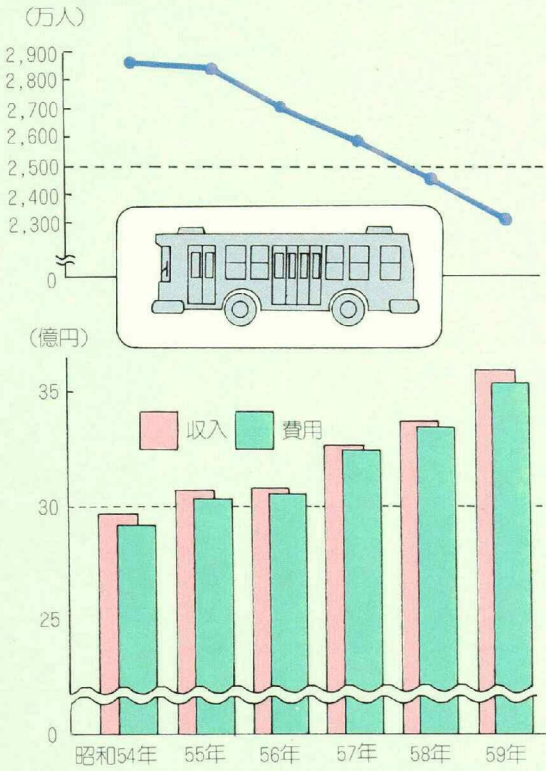
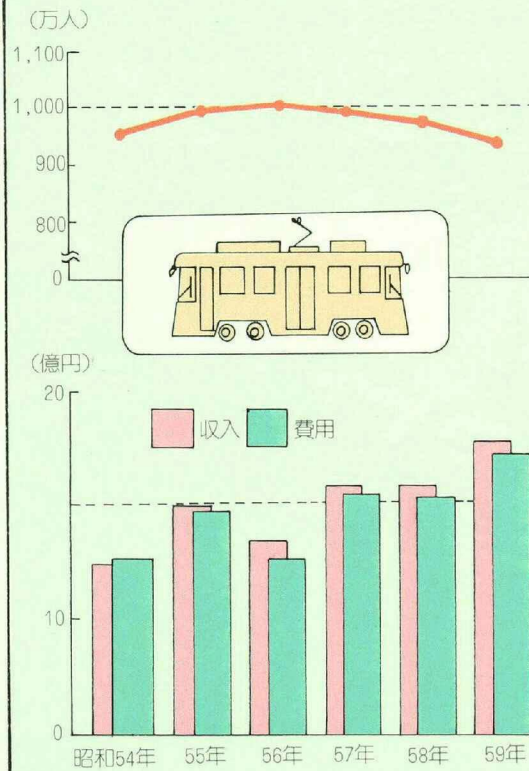
しかし、今日の道路交通の混雑のため、定時運行の確保が困難となり、利用客のバス離れが表面化してきた。そこで対応策として、専用レーンの拡大と車両の冷暖房化、低床広巾ドアバスの導入、方向幕の大型化と路線案内の強化、照明付バス停標識の設置、バス停上屋、自転車置場の設置など、種々のサービス改善を図り、利用客の信頼の回復に努めているが、依然として利用客の減少は続いている。

モータリゼーションの進展は、交通事業に深刻な経営危機をもたらしたため、昭和48年度から財政再建団体の指定を受けた。現在、国及び、一般会計からの財政援助のもとに財政立て直しを図り、より一層の乗客サービスに力を注いでいる。



新型電車

●電車の営業収支と乗車人員(年間)の推移 ●バスの営業収支と乗車人員(年間)の推移



住宅

快適な生活環境を目指して

■公営住宅

本市では、住宅に困窮している低所得者に対し、低廉な家賃で入居できる市営住宅の建設、建替え並びに既存住宅の環境改善事業を実施し、これらの維持管理にあたっている。

昭和60年度建設事業計画としては、第1種住宅160戸、第2種住宅205戸の計365戸を建設する予定である。

1 市営住宅の建設

(1) 新設事業

国の施策を踏まえ、住宅の質の向上と安定供給を目指し市営住宅の建設を進めている。近年人口の増加や世帯の細分化などに伴い市営住宅への入居希望者も多く、未だ市民の要望に応えるには十分とは言えない状況にある。したがって、今後更に、将来の住宅需要を展望しながら総合的に市営住宅の建設を進めて行く計画である。

(2) 建替事業

現在、市営住宅立地条件の良好な地域では、次第に新規用地の取得が次第に困難な状況になっている。このため、既存の老朽化した木造などの市営住宅を順次、中層耐火構造の住宅に建替えを行い戸数の増加と居住水準の向上を図っている。また、当該団地周辺の居住環境の整備にも配慮し良好な市街地環境の形成に努めている。

(3) 住戸改善事業

耐火構造の市営住宅の中で、部屋が狭く設備も不備な住宅については、実情に即した方法で適切な規模、構造及び設備に改善を行い居住水準の向上を図っている。

2 市営住宅の維持管理

現在（昭和60年7月末）、管理している市営住宅の総戸数は67団地、8,261戸である。これらの住宅を維持するために必要な工事については、年次計画を策定し修繕工事を行っている。



一方、管理面においては、市営住宅の使用状況を把握し住宅の有効使用を図っている。

■建築指導

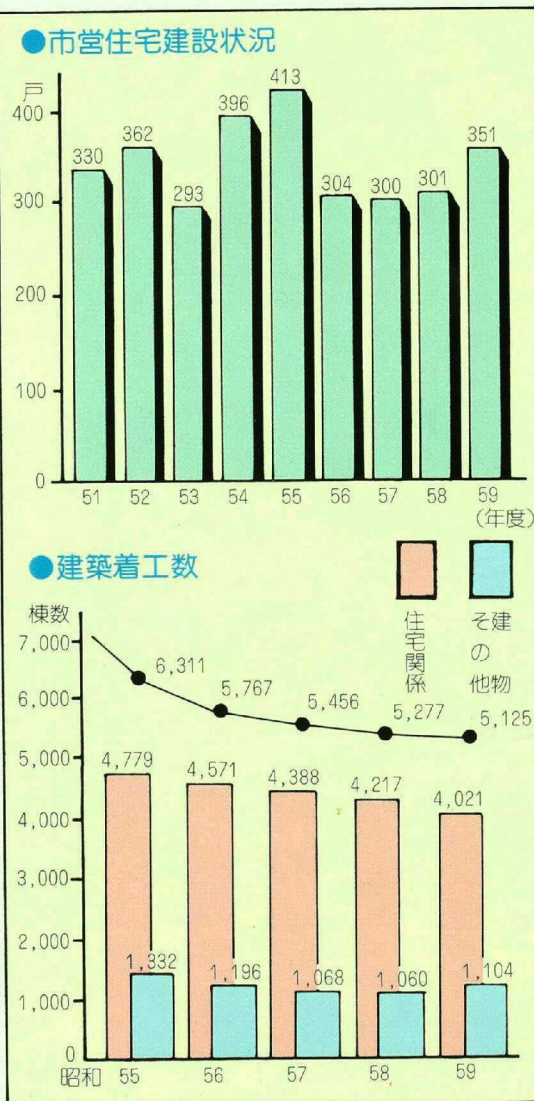
建築基準法の改正に伴ない、昭和46年4月1日より、それまで県で行なっていた本市の建築指導行政を本市が引き継いだ。

本市における全建築物着工件数は昭和51年度に8,633件の最高数値を示したが、それ以降年々減少傾向にあつて、昭和59年度は5,125件で前年度比では-2.9%であった。これを用途別にみると、全建築物の約78%が住宅系建築となっており、住宅の利用別着工状況では建築物の71.2%が自分の持家で残りは貸家建売給与住宅の順となっている。また、工事種別では全建築物の72.7%が新築となっている。

今日、更に特殊建築物に対する防災対策が叫ばれており、本市での対応として消防と合同又は単独でこれらに対する特別査察を年数回定期的に行ない安全指導をしている。

その他、一般建築の違反防止のため年間を通して定期パトロール、建築相談室の設置、民間の協力による建築行政協力員制度の活用、市政だよりなどによる市民に対する幅広い違反防止の啓蒙活動を行なっている。

21世紀に向けての必要課題である「活力にみちた、住みよい街づくり」を積極的に推進させるために、その一環として個々の建物がその質として都市景観を考慮されて建てられるように優秀建築物表彰制度、設計時点での建築協定の呼びかけなどを強力に行なっているところである。



豊かな人間形成を目指して



全校体育（御幸小）